

司法行政文書の用紙規格及び左横書き実施要領について

平成6年9月1日秘書第354号高等裁判所長官，地方，
家庭裁判所長，最高裁判所事務総局局課長，司法研修
所長，裁判所書記官研修所長，家庭裁判所調査官研修
所長，最高裁判所図書館長宛秘書課長依命通達

改正 平成23年1月21日秘書第000084号

平成6年9月1日付け最高裁秘書第353号事務総長依命通達「司法行政文書の用紙規格及び左横書きについて」記3の定めに基づき，裁判所において作成する司法行政事務に関する文書（以下「文書」という。）の用紙規格及び左横書き実施要領について下記のように定めましたから，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 用紙の規格及び用い方

- 1 文書の用紙規格は，日本工業規格のA列4番（以下「A4」という。）とし，A4により難しいものは，できるだけ同規格のA列5番（以下「A5」という。）又はA列6番（以下「A6」という。）とする。ただし，別に規格の定めがある場合その他特に必要がある場合は，この限りでない。
- 2 A4，A5及びA6の用紙は，縦長にして用いる。ただし，図表等を作成する場合その他特に必要がある場合は，この限りでない。

第2 左横書き実施の範囲

1 左横書きとする文書

左横書きとする文書は，2及び3に定める文書以外のすべての文書（起案文書，帳簿及び伝票を含む。）とする。

2 縦書きとする文書

次に掲げる文書は，縦書きとする。

- (1) 最高裁判所の規則及び規程（最高裁判所の委任に基づいて定められる下級裁判所の規則及び規程を含む。），告示並びにこれらに関係のある文書で縦書きを必要とするもの
- (2) 法令の規定により，様式又は書式が縦書きに定められている文書
- (3) 他の官公署に提出し，又は送付する文書で，その様式又は書式が縦書きに定められているもの
- (4) 官報掲載原稿で，その様式又は書式が縦書きに定められているもの

3 縦書きとすることができる文書

次に掲げる文書で縦書きを相当とするものは，縦書きとすることができる。

- (1) 修了証書，賞状，祝辞，弔辞その他これらに類する文書
- (2) 法規集，判例集，通達集，時報，広報誌，教材，執務資料その他の刊行物
- (3) 最高裁判所事務総局の局及び課，司法研修所，裁判所職員総合研修所，最高裁判所図書館並びに下級裁判所のそれぞれの内部限りで用いられる文書

第3 文書の書き方

文書の用語，用字，文体その他の書き方については，次に掲げる内閣告示等の定めるところによる。

1 内閣告示

- (1) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）
- (2) 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）
- (3) 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）
- (4) 外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）

2 公用文に関する内閣訓令及び通知

- (1) 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）
- (2) 公用文作成の要領（昭和27年4月4日付け内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知「公用文改善の趣旨徹底について」の別冊2）

3 法令に関する通知

- (1) 法令における漢字使用等について（平成22年11月30日付け内閣法制局総総第208号内閣法制次長通知）
- (2) 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年7月20日付け内閣法制局総発第125号内閣法制局長官総務室通知）

第4 文書のとじ方

左横書きの文書は，左側をとじる。ただし，特に必要がある場合は，この限りでない。

第5 その他

1 現行の縦書きの通達等の取扱い

現行の通達等で縦書きのものについては，その一部を改正する必要が生じた場合に，その全文（第2の2に該当する文書を除く。）を左横書きに改める。

2 公印の取扱い

現に使用している縦書きの公印は，左横書きの文書にも使用することができる。

付 記

1 実施

この通達は，平成7年1月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和60年10月1日付け最高裁秘書第353号秘書課長依命通達「司法行政文書左横書き実施要領について」は，平成6年12月31日限り，廃止する。

3 経過措置

(1) 会計関係文書の用紙規格

会計に関する文書については，記第1の定めは，平成7年4月1日から適用し，同年3月31日までの間，なお従前の例による。

(2) 実施日前に発出する通達等の特例

この通達の実施日前に発出する通達等で実施日以降の日から実施するものは、A4とすることができる。

(3) 残存する用紙類の取扱い

この通達の実施の際現に存する日本工業規格のB列5番及びB列4番の用紙は、当分の間、適宜使用して差し支えない。

付 記（平成23. 1. 21秘書第000084号）

この通達は、平成22年11月30日から適用する。